

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

③自治体職員の業務負担軽減 ～一般職員の業務の一部を支援～

巡回支援指導員を配置することによって、専門的な指導や助言を可能にするだけでなく、一般職員の業務負担を軽減できている事例がある。

下記にて、「(A) 立入調査や巡回支援指導における業務負担軽減例」と書類の確認や事務作業等を含む「(B) 立入調査や巡回支援指導以外における業務負担軽減例」について紹介する。

(A) 立入調査や巡回支援指導における業務負担軽減例

巡回支援指導員に下記を任せることで、一般職員の業務負担を軽減することができる

- 立入調査における保育に関する項目の確認・指導・助言
- 権限移譲先の市町村職員への立入調査のやり方の教育
- 抜き打ちの午睡調査、無償化にむけた書類確認など巡回支援指導、巡回訪問

横浜市

区の立入調査に巡回支援指導員が同行

横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、**保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当**し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている



茨城県

市町村の立入調査に巡回支援指導員が同行

県管轄の立入調査は原則として、**福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施**している

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せっきりにするのではなく、**毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。**また、**県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うこと**によって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができる。